



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月31日土曜日 第2355号外1

◇ 目次 ◇
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第37号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>第20条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>（不動産取得税の徴収猶予等）</p> <p>第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得 _____ に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の6第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の6第1項又は附則第11条の4第1項 _____ 」と、第19条の7中「第73条の27の5第3項」とあるのは「第73条の27の5第3項並びに附則第11条の4第2項 _____ 」と読み替えるものとする。</p> <p>（自動車取得税の非課税）</p> <p>第22条の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p>	<p>附 則 （不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定める _____ もが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>第20条 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>（不動産取得税の徴収猶予等）</p> <p>第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得並びに同条第3項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の6第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の6第1項又は附則第11条の4第1項若しくは第3項」と、第19条の7中「第73条の27の5第3項」とあるのは「第73条の27の5第3項並びに附則第11条の4第2項及び第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>（自動車取得税の非課税）</p> <p>第22条の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p>

(1)～(3) 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車

で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。）

ア 乗用車又は道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(1)～(3) 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 省略

2 第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車又は法附則第12条の2の5第1項に規定する第1種省エネルギー自動車で初めて新規登録等

を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項 _____ 又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 法附則第12条の2の5第2項に規定する第2種省エネルギー自動車

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

4 第2項(第1号アに係る部分に限る。)及び前項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

4 電気自動車(電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車(次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用い

るものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあつては、100分の2.7）を控除した率とする。

- (1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
 - ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。
 - イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
 - ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。
 - イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項又は法附則第12条の2の第1項若しくは第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日）までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号又は第3号イに掲げる軽油自動車にあつては100分の1を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第3号アに掲げる軽油自動車にあつては100分の0.5をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降

に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

（自動車税の税率の特例）

第23条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車

並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替

（自動車税の税率の特例）

第23条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。次項及び第3項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替

えるものとする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号_____において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号_____において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車_____

_____）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項_____において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

省略

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み

えるものとする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項_____において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同省令_____で定めるものをいう_____。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）_____

_____に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（以下この条_____において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

省略

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み

替えるものとする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率

_____以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略

5 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第2項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

替えるものとする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125

_____を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を

乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

_____の間に新車新規登録を受けた場合にあつては、平成22年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の4第3項に規定する認定がされた同項に規定す

る認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第22条の2の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。